

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



6

月号

2015 (平成 27) 年
No. 129



気をつけて運転してくださいね

春の全国交通安全運動に合わせ、5月20日、三浦地区の国道沿いで、関係者約50名が参加し、交通安全キャンペーンが行われました。

キャンペーンには蒲野保育所の園児たちも参加。無事故を願って、元気いっぱい安全運転を呼びかけました。

6月は『土砂災害防止月間』です

土砂災害から身を守るために、日頃の準備を

梅雨の豪雨や台風の風、雨による災害が発生する時期となりました。毎年この時期には全国各地で豪雨による災害が発生しています。

災害から身を守るためには、日頃の備えが大変重要であり、避難の時期・場所、避難経路を決めておく、また、食料品や懐中電灯、飲料水などをいつでも持ち出せるなどの準備が必要です。

今月号では、大雨による土砂災害から身を守るための情報をお伝えします。

▼危険箇所や避難経路等の確認

土砂災害には「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」の三種の現象があり、現在、町内には、686カ所の土砂災害警戒区域が存在しています。(急傾斜地(がけ崩れ)289カ所・土石流374カ所・地すべり23カ所)

町では、指定箇所を周知するため、平成24年5月に『土砂災害ハザードマップ』を全戸配布していますが、町のホームページにも掲載していますので、土砂災害警戒区域や避難場所、避難経路等について今一度確認しましょう。

◆土砂災害ハザードマップ

http://www.town.suo-osshima.lg.jp/soumu/dosya_saigai_1.html



避難所・避難経路の確認

▼気象情報を確認

気象台が発表する注意報・警報などの気象情報には十分な注意を払い、災害に備えましょう。

また、大雨警報・洪水警報の発表時にさらに災害発生危険性が高まった場合は、テレビやラジオ・山口県のホームページなどで『土砂災害警戒情報』が発表されますが、町でも防災行政無線や防災メール等でお知らせしますので、早めの避難をお願いします。

◆山口県土木防災情報システム

<http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/>

◆山口県土砂災害ポータル

<http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/portal/>

▼避難の準備

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報が発表された時は、避難用具や避難場所、経路の確認などを行い、家の周りの状況に注意し、危ないと思ったら、早めに避難してください。

▼避難行動について

【避難行動とは、避難所への避難だけではありません。】

- 状況によっては家の中に留まり安全を確保する。
- 避難所への避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の二階以上に避難する。土砂災害警戒区域外の親戚や知り合いの家に避難をする。
- 避難する時間がないときは、家の二階や崖から離れた部屋など少しでも安全な場所に避難する。



防災情報の確認



避難用具の準備

▼自治会、自主防災組織等で協力して避難しましょう

日頃から、災害に対して自治会等で協力し防災に努めましょう。町内には、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行うなど実効性のある自主防災組織が結成されていますが、自主防災組織等が訓練を実施する場合や防災資機材を購入する場合には町も助成しています。



声をかけ合って早めに避難

周防大島町防災メール配信システムに登録しましょう

周防大島町では防災等に関する情報を携帯電話等に配信する防災メールサービスを行っています。登録は無料ですが、受信費は別途必要となります。

◆登録・変更方法

次の登録・変更用メールアドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信してください。
e-suo-osshima@xpressmail.jp

QRコード対応の携帯電話等の場合、下のコードをご利用ください。

■問い合わせ

総務課消防防災班
☎0820(74)1000



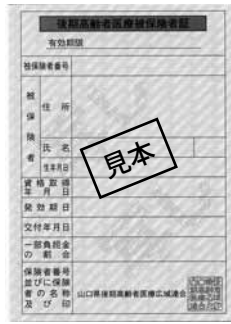
登録・変更専用QRコード

後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

保険証と保険料についてのお知らせ

① 保険証を更新します

◆新しい保険証は緑色です



▲8月1日からの保険証（緑色）

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までとなっております。

8月1日からお使いいただく新しい保険証（緑色）は7月中旬頃に被保険者のお宅に簡易書留でお届けします。現在お持ちの保険証（薄紫色）は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。（返却は不要です。）

※簡易書留は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、事前に各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。（印鑑が必要になります。）

◆点字シールを貼った

保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、健康増進課医療保険班へ6月26日(金)までご連絡いただきますようお願いいたします。

② 保険料を決定します

◆保険料額決定通知書を送付します

平成27年度の保険料について、保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬にお送りします。

◆保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と、被保険者本人の平成26年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに賦課されます。

◆保険料の納め方は次の2つの方法により

ます

○特別徴収（年金からの天引き）となる方

昨年12月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

1年間の保険料

均等割額
50,431円

+

所得割額
(前年所得 - 33万円) × 10.17%

※所得の少ない方は、保険料が軽減される場合があります。

○普通徴収（納付書または口座振替での納付）となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。（口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります。）

◆保険料のお支払い方法を

口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で、口座振替への変更を希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき手続きをお願いします。

すでに特別徴収（年金からの天引き）の方も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特別徴収から口座振替（金融機関口座からのお支払い）へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書（お客様様）」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。

また、過去に口座振替で納付していた場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。（口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません。）

後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からも口座振替ができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人（支払った家族など）に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班
☎0820(73)5502

介護保険制度

サービスと保険料について

介護保険は、40歳以上のみなさんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となって、加入者のみなさんの保険料と公費を財源に運営しています。

① サービスの使い方について

病気やケガなどで介護保険のサービスが必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができるようになります。

① 要介護認定を受けます

1 本人または家族が、役場介護保険課または各総合支所、出張所で要介護認定の申請をします。

※地域包括支援センター等が申請の代行を行いますのでわからない場合は介護保険課までご連絡下さい。

2 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行います。

3 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

4 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決

める計画をつくりまします。

○要介護1～要介護5の方

・在宅サービスの利用：居宅介護支援事業者へ依頼します。

・施設サービスの利用：介護保険施設と直接契約します。

○要支援1・要支援2の方

・周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ ケアプランにもとづいて サービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。

○在宅サービス
〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

〈施設に通り（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や介護老人保健施設に通り、日帰りでリハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉

車いすなどの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどを購入できます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。

○施設サービス（要介護1～要介護5の方のみ）

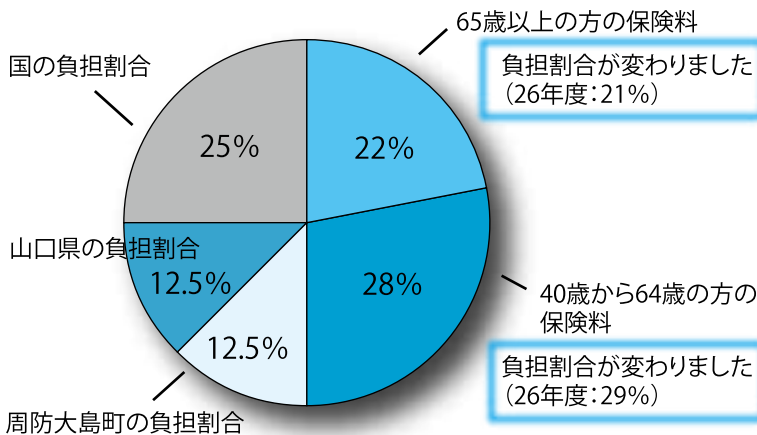
介護や医療が長期間必要な方は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

設に入所して施設のサービスを利用します。

○地域密着型サービス

認知症の方が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、在宅や通いなど

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）



サービスの利用者負担（原則として費用の1割）

② 介護保険料について

を組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。介護保険は、左記の円グラフのとおり、40歳以上のみなさんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

町でも高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が增大している現状を踏まえて、平成27年度から平成29年度までの第6期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用をまかなうために新たに保険料を算定しました。

○65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用をまかなうために算出された介護保険料基準額をもとに、下表のとおり所得に応じて分かれています。

【第6期（27～29年度）保険料 保険料基準額（年額） 66,000円】

（※参考：第5期保険料基準額（年額） 63,000円）

所得段階	対象者	算定式	保険料（年額）	
第1段階	①生活保護受給者 ②町民税非課税者かつ老齢福祉年金受給者 ③町民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.45 (H27～H28)	29,700円	
		基準額×0.30 (H29)	19,800円	
第2段階	町民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75 (H27～H28)	49,500円	
		基準額×0.50 (H29)	33,000円	
第3段階	町民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額×0.75 (H27～H28)	49,500円	
		基準額×0.70 (H29)	46,200円	
第4段階	町民税課税世帯で本人に町民税が課税されていない	合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.90	59,400円
第5段階	町民税課税世帯で本人に町民税が課税されている	合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額×1.00	66,000円
第6段階	本人に町民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.20	79,200円	
第7段階	本人に町民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	85,800円	
第8段階	本人に町民税が課税されていて、合計所得金額が年間190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	99,000円	
第9段階	本人に町民税が課税されていて、合計所得金額が年間290万円以上の方	基準額×1.70	112,200円	

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

○介護保険料の納め方

年齢等	介護保険料の納め方	
40～64歳の方（第2号被保険者）	加入している医療保険の保険料と合わせて納めます	
65歳以上の方	受給する年金が年額18万円以上の方 (月額1万5千円以上の方)	特別徴収で納めます 年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。
	受給する年金が年額18万円未満の方 や年度の途中で65歳になった方など	普通徴収で納めます 役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。 納付場所 各総合支所、各出張所、納付書に記載された町の指定金融機関等で納めます。 ※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をおすすめします。町指定の金融機関で手続きできます。

△保険料を納めないでいると

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

※平成27年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

◆問い合わせ 介護保険課 介護保険班 ☎0820（73）5503

幸せに暮らせるまちづくりのために・・・

町のよさん ②

② 働く意欲の湧き出る町

今月号は、②働く意欲の湧き出る町の主要事業について紹介します。

■新規就農者確保事業 2,202万円

農業の担い手を確保するための新規就農支援として、新規就農者育成に対する総合的な支援を行うための給付金を交付します。◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■需要対応型産地育成事業 2,363万4千円

園内作業道、防風施設、灌水施設、防鳥ネット、ハウス施設等の整備に対し助成を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■鳥獣被害防止施設等整備事業 900万円

イノシシ被害を防止するために設置する防護柵等の設置に対して、一部補助要件を緩和し助成を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■有害鳥獣捕獲事業 1,308万2千円

イノシシ、タヌキ、カラスなどの有害鳥獣の捕獲を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002



▲防護柵（ワイヤーメッシュ柵）

■農地中間管理機構事業 216万5千円

県が指定する中間管理機構により、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を推進するため、意欲ある担い手を公募し、農地集積と担い手への集約化を図ります。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■大島農業担い手就農支援事業 240万円

大島柑橘支援研修を実施し、農業担い手の就農支援を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■ハウス施設導入モデル支援事業 100万円

付加価値の高い品種の推進を図るため、需要対応型産地育成事業を活用しハウス施設を整備した場合に、その自己負担額の一部を助成します。◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■多面的機能支払事業 372万4千円

農業の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の基礎的な保全活動や農村環境保全活動を後押しします。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■異業種交流エリア整備事業 2,000万円

旧田布施農高大島分校の閉校校舎及び施設を利用し、果樹・園芸作物栽培や起業家養成講座を行うエリアの利便性向上のため、進入路の整備を行います。

◆問い合わせ 政策企画課 ☎0820(74)1007

■若者定住住宅調査事業 49万7千円

若者の定住促進を図る住宅団地の適地調査を行います。

◆問い合わせ 建設課 ☎0820(79)1005

■体験交流型観光推進事業 619万8千円

体験型修学旅行の誘致や受入を推進し、交流人口の拡大や地域の活性化を図ります。

◆問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003

■地域資源活用新ビジネス応援事業 153万円

農林水産物などの地域資源を活用した特産品開発など、新たな地域ビジネスにつながる活動をする個人や団体に対する支援を行います。

◆問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003



▲地引網体験をする修学旅行生

■ニューフィッシャー確保育成推進事業 1,240万円

漁業の担い手の育成支援を行います。なお、経営支援期間の延長など、一部支援内容を強化して実施します。◆問い合わせ 水産課 ☎0820(79)1004

■定住促進離島活性化事業 189万円

水産加工品の流通コストを削減し、特産品であるイリコの競争力を高め取扱量の増加や離島における雇用の確保を図るため、離島からの海上輸送費を助成します。

◆問い合わせ 水産課 ☎0820(79)1004

■漁場清掃事業 441万円

漁場等の環境保全を図るため、漁場等の清掃を実施するとともに、海岸漂着ゴミや海底蓄積ゴミの処分を実施します。◆問い合わせ 水産課 ☎0820(79)1004

地方創生関連事業

□プレミアム商品券発行事業

町内の消費喚起を図るため、1万2千円の商品券を1万円で販売します。

◆問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003

□広島送客誘発型広報事業

最大の商圏である広島に対して周防大島町の魅力を発信します。

◆問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003

□モデル竹林整備事業

タケノコの収穫に繋げたり、竹を利活用した新たな試みを模索するため、荒廃竹林をモデル的に整備し中山間地域の環境を整備します。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

□先導的果樹花木導入事業

新たな特産品や観光資源となり得る果樹や花木の苗木などの購入を助成します。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

□四境の役150周年記念事業

四境の役から150年を迎え、歴史的遺産の史跡整備や文化遺産を町内外に発信するため関係団体と連携を取りながら様々な事業を実施し観光客を誘致します。

◆問い合わせ

教育委員会 社会教育課 ☎0820(78)2205

□ハワイ移民資料整理事業

明治時代にハワイに渡った多くの官約移民の名簿などの歴史的文化的資料を整理し、検索システムを構築し一般公開するとともに、日本人はもとより、日系外国人の観光ルートとなることを目指します。

◆問い合わせ

教育委員会 社会教育課 ☎0820(78)2205

□観光施設等Wi-Fi整備事業

周防大島町を訪れる外国の方々に利用していただくため、町内の主要観光施設に公衆無線LANを整備します。

◆問い合わせ 政策企画課 ☎0820(74)1007

平成 26 年度下半期 (10 月～3 月末)

町の財政状況を公表します

◆一般会計歳入歳出予算及び収入済額・支出済額 (3 月末)

科 目		予算額	収入済額	予算対比
歳入	町 税	13 億 4,328 万 8 千円	13 億 6,739 万 2 千円	101.8%
	地 方 譲 与 税 ・ 交 付 金	2 億 9,233 万 5 千円	3 億 2,392 万 9 千円	110.8%
	地 方 交 付 税	82 億 2,314 万円	84 億 346 万 8 千円	102.2%
	分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 使 用 料 ・ 手 数 料	2 億 8,208 万円	2 億 5,907 万 6 千円	91.8%
	国 庫 支 出 金	15 億 630 万 6 千円	11 億 7,692 万 4 千円	78.1%
	県 支 出 金	9 億 5,668 万 3 千円	6 億 5,069 万円	68.0%
	繰 入 金	1 億 1,861 万 8 千円	7,600 万 1 千円	64.1%
	繰 越 金	7 億 885 万円	7 億 885 万 1 千円	100.0%
	町 債	13 億 374 万 9 千円	2,680 万円	2.1%
	その他 (財産収入・寄附金・諸収入)	4 億 5,231 万円	2 億 4,914 万 1 千円	55.1%
	一 般 会 計 歳 入 合 計	151 億 8,735 万 9 千円	132 億 4,227 万 2 千円	87.2%

科 目		予算額	支出済額	予算対比
歳出	議 会 費	1 億 467 万 1 千円	1 億 292 万 4 千円	98.3%
	総 務 費	24 億 6,544 万 5 千円	22 億 6,736 万 5 千円	92.0%
	民 生 費	29 億 9,014 万 3 千円	26 億 8,728 万 9 千円	89.9%
	衛 生 費	7 億 7,952 万 6 千円	7 億 302 万 3 千円	90.2%
	農 林 水 産 業 費	8 億 8,555 万 7 千円	6 億 3,506 万 4 千円	71.7%
	商 工 費	7 億 5,235 万 3 千円	3 億 8,581 万 5 千円	51.3%
	土 木 費	5 億 3,116 万 8 千円	2 億 7,455 万 4 千円	51.7%
	消 防 費	4 億 5,364 万 3 千円	4 億 1,933 万 4 千円	92.4%
	教 育 費	10 億 7,212 万 4 千円	9 億 1,557 万 6 千円	85.4%
	公 債 費	23 億 6,360 万 8 千円	23 億 5,860 万 7 千円	99.8%
	その他 (災害復旧費・諸支出金・予備費)	27 億 8,912 万 1 千円	11 億 1,957 万 8 千円	40.1%
一 般 会 計 歳 出 合 計	151 億 8,735 万 9 千円	118 億 6,912 万 9 千円	78.2%	

◆特別会計歳入歳出予算及び収入済額・支出済額 (3 月末)

会 計 名	予算額	収入済額	予算対比	支出済額	予算対比
国 民 健 康 保 険	36 億 4,325 万 7 千円	29 億 6,415 万 2 千円	81.4%	32 億 9,216 万 8 千円	90.4%
後 期 高 齢 者 医 療	4 億 2,414 万 4 千円	3 億 9,149 万 3 千円	92.3%	3 億 4,862 万 7 千円	82.2%
介 護 保 険	33 億 7,440 万 3 千円	27 億 8,473 万 3 千円	82.5%	30 億 3,809 万 3 千円	90.0%
簡 易 水 道	8 億 1,523 万 7 千円	3 億 6,659 万円	45.0%	7 億 1,787 万円	88.1%
下 水 道	3 億 8,466 万 5 千円	7,827 万 4 千円	20.3%	3 億 2,077 万 2 千円	83.4%
農 業 集 落 排 水	3 億 2,563 万 3 千円	5,271 万 3 千円	16.2%	3 億 376 万 6 千円	93.3%
漁 業 集 落 排 水	5,157 万 4 千円	331 万 5 千円	6.4%	4,864 万 8 千円	94.3%
渡 船	8,503 万 4 千円	6,925 万円	81.4%	7,870 万 8 千円	92.6%
合 計	91 億 394 万 7 千円	67 億 1,052 万円	73.7%	81 億 4,865 万 2 千円	89.5%

◆公営企業局 (病院事業) 歳入歳出予算及び収入済額・支出済額 (3 月末)

会 計 名	収 入			支 出		
	予算額	収入済額	予算対比	予算額	支出済額	予算対比
収益的収入及び支出	53 億 8,378 万 5 千円	44 億 9,713 万 7 千円	83.5%	53 億 8,357 万 8 千円	51 億 9,775 万 3 千円	96.5%
資本的収入及び支出	10 億 2,359 万 7 千円	8 億 6,399 万 7 千円	84.4%	9 億 3,051 万 3 千円	9 億 3,039 万 6 千円	100.0%

◆町有財産の状況（3月末現在）

土	地	1,549,630.11 m ²	
建	物	210,152.59 m ²	
山	林	6,802,005.00 m ²	
有価証券・出資による権利		52億4,897万8,875円	
基 金	財政調整基金	48億3,099万6,873円	
	減債基金	6億323万8,653円	
	県収入証紙購入基金	300万円	
	奨学資金貸付基金	4,297万295円	
	福祉振興基金	2億8,088万4,199円	
	国民健康保険基金	5,079万2,160円	
	介護給付費準備基金	7,250万4,666円	
	ふるさと創生基金	4億1,331万6,657円	
	ちびっ子医療費助成事業基金	3,721万2,762円	
	福祉医療費一部負担金事業基金	3,090万598円	
	観光振興事業助成基金	5,690万3,964円	
	土地開発基金（現金）	1億159万335円	
	土地開発基金（土地）	1億6,914万8,277円	
	中山間ふるさと水と土保全基金	3,113万672円	
	ふるさと応援基金	1,469万4,739円	
	CATV加入促進事業基金	3,261万9,263円	
外国語活動推進事業基金	3,609万8,406円		
基	金	合 計	68億800万2,519円

◆町債残高の状況（会計別3月末）

一 般 会 計	178億9,238万9千円
特 別 会 計	151億3,961万6千円
介護保険事業	0
簡易水道会計	24億3,126万4千円
下水道会計	18億3,725万4千円
農業集落排水会計	18億4,896万5千円
漁業集落排水会計	1億3,790万3千円
渡船事業会計	26万1千円
公営企業局会計(病院事業)	88億8,396万9千円
合 計	330億3,200千5千円

◆一時借入金の状況

3月末現在高	10億円
--------	------

こんにちはは母推です

周防大島町母子保健推進協議会 橋支部長 小柳さおり



私たち母子保健推進員（母推）は町長さんより委嘱を受けたボランティアで、地域の子育て中の親子や妊婦さんを地域全体で支えることを目的とし、訪問活動や交流会等の開催、また町の中での声かけ等様々な活動を行っています。

今年度も「すくすく育てよう きんぎょっ子」心がけよう笑顔で訪問」をスローガンとして、親子の絆づくりを目標に、保健師さんや子育て支援センターと連携を取りながら、お母さん方の子育てのサポート役として活動しています。

主な活動として、出生後4カ月程度を目安に訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」や家庭訪問、町母子保健事業への協力、親子交流会、マタニティーマーケットの普及啓発、むし歯ゼロっ子表彰等があります。親子交流会では、久賀・大島・東和・橋の各支部それぞれが個性を活かし、手づくりおもちゃのプレゼントや絵本の読み聞かせ等を行い交流を深めています。また母

推活動に必要な知識や技術を身につけるために研修会に参加したり、他市町の母推同士で情報交換を行っています。

私たち母推が行う家庭訪問は、「お母さん頑張っているね」「何か困ったことがあったら相談してね」等声かけをし、お母さんの話をしっかり聞くことが大切だと思っています。

これからも子育て中のお母さんに寄り添い、「笑顔で訪問」を目指して頑張ってまいりますので、地域の皆さんも子育て中のご家庭を温かく見守ってくださいますようよろしくお願いいたします。



▲手作りプレゼントを作成している様子

10月4日(日)に開催決定!!

2015 サザンセト・ロングライド in やまぐち 参加者募集

周防大島町など、柳井広域1市4町160kmを自転車で走る、「2015 サザンセト・ロングライド in やまぐち」が開催されます。この大会はタイムを競うレースではなく、瀬戸内の美しい景色やきれいな空気、地元の名物料理などを楽しみながらめぐるサイクリングイベントです。皆様のご参加をお待ちしております。

- ◆コース 柳井市・周防大島町・上関町・平生町・田布施町をめぐり 160km
- ◆スタート・ゴール 柳井ウェルネスパーク
- ◆募集人員 1,000名
- ◆参加費 9,000円(消費税、損害保険料含む)
- ◆参加方法
サザンセト・ロングライドのホームページからお申し込みください。
(9月13日(日)まで) <http://www.southernseto-longride.jp/>
- ◆主催 サザンセト・ロングライド in やまぐち実行委員会
- ◆問い合わせ サザンセト・ロングライド in やまぐち実行委員会
事務局 (株)JTB中国四国本社 徳山支店 ☎0834(22)0808
地元事務局 柳井商工会議所 ☎0820(22)3731



しっちよる? やっちよる? 健康づくり!
「ちよび塩」でおいしく元気に! 27

あなたの声が必要です!
健康づくりに関する町民アンケート
にご協力ください

合併して10年が過ぎました。この10年間で、人口は4000人減り、平成27年4月現在で1万7871人となっています。

少子高齢化、過疎化が進むからこそ一人ひとりの『健康』が大切であり、いつまでも住み慣れた地域で笑顔で暮らせることを願って健康づくりを推進しています。

この健康づくりを戦略的に実践していくための基盤となるのが「健康増進計画」で、今年より更なる10カ年計画として「第2期計画」を策定します。町民のみなさんの健康づくりに対する考えや実際の生活状況について伺いし、しっかりと反映していきたいと思っております。「町民アンケート」へのご協力をよろしく願います。

※アンケートは1300人を無作為抽出し、郵便でお送りしています。

あなたの栄養バランスが一目瞭然!
「食事調査」

「町民アンケート」と一緒に「食事調査」を行います。最近1カ月間に食べた物をチェックすることで、エネルギーや脂肪だけでなく、食塩やカルシウム、鉄、ビタミンなどの摂取量(概算)がわかり、何をどのくらい食べたか、減らせば良いのかを知ることが出来ます。詳しい結果をお返すため、質問項目が多くありますが、今まで知らなかった自分の食べ方を知る絶好のチャンスです。ぜひ活用ください。

※食事調査は、アンケート対象でない方も受けることができます。ご希望の方は健康増進課健康づくり班までお問い合わせください。

●ちよび塩クイズ

味は舌全体で感じますが、場所によって強く感じる種類が異なります。

ズバリ、塩味は舌のどの場所で主に感じられるでしょう。

- ①舌の先 ②舌の縁
- ③舌の真ん中 ④舌の奥

(答えは15ページに掲載)

■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班

☎0820(73)5504



B & G 海洋センター イベント情報

プールでOPヨット・水上スキー体験教室

- ◆日時 6月27日(土)
- ◆会場 B & G 海洋センタープール (西三浦)
- ◆定員 40名 (対象：小学生)
- ◆申込期限 6月19日(金)まで
- ◆参加費 200円 (保険料)

B & G カヌー教室

- ◆日時 7月20日(月)海の日
- ◆会場 B & G 海洋センター艇庫 (横見)
- ◆定員 60名 (小学生以上の方ならどなたでも)
- ◆申込期限 7月8日(水)まで
- ◆参加費 1,500円 (昼食・飲み物代、保険料)
- ◆問い合わせ B & G 海洋センター (大島公民館)
☎0820 (74) 5300

〈6月プール開放日〉

27日(土)	プールでOPヨット・水上スキー体験教室
--------	---------------------

〈7月プール開放日〉

21日(火)	A、B、C	27日(月)	小体連水泳大会、 SS1、SS2、 SS3、SS4
22日(水)	A、B		
23日(木)	A、B、C		
24日(金)	A、B	28日(火)	A、B、C
25日(土)	A、B、C	29日(水)	A、B
26日(日)	A、B、C	30日(木)	A、B、C

8月のプール日程は来月の広報すおう大島で掲載します。

〈利用時間・料金など〉

区分	時間	中学生以下	高校生以上
A	13:15～15:00	50円	100円
B	15:15～17:00	50円	100円
C	19:00～21:00	100円	160円
SS1	15:00～16:00	大島元気っ子水泳教室	
SS2	16:15～17:15	大島元気っ子水泳教室	
SS3	17:30～18:30	大島元気っ子水泳教室	
SS4	18:45～19:45	大島元気っ子水泳教室	

※町外に居住する方が利用する場合は、料金が2倍です。

地域おこし協力隊
三浦宏之

「お役に立てれば、幸いです。」28

定住促進協議会日良居分室

☎0820 (73) 0234

ゴールデンウィークに東京・六本木ヒルズで開催されたフリーマーケットに出店しました。「生涯元気な瀬戸内の島、山口県周防大島はUターンも元気です」と題して、Uターン者が見つかる農産物や加工品を中心にした商品ラインナップ。「田舎には仕事が無い。」と言われるけれど、起業や就農により仕事をつくる人も多い元気な島だというお話をしながら、定住促進をPR。午前中の2時間程度で完売するくらい周防大島の商品は人気でした。

商品の売れ行きや興味を持って話を聞いていただけたこともさることながら、「○○の子です。」「○○の同級生です。」など、ご出身の方々にも多くお会いできたのがうれしかったです。「こういうイベントがあるときは教えてください。東京に居てお手伝いできることがあれば協力したい。」という申し出もいただき感謝感激。離れても想いつづける故郷への愛を感じ



▲ご出身の皆さんと周防大島の
ハッピーで記念撮影

ました。

また、運営のお手伝いをしてくれたのが、定住促進のツアーに参加したことのある移住希望の方々。愛情をもって品物を扱い、愛情たっぷりに周防大島の説明をしてくれました。早く周防大島に暮らす仲間になりたい。周防大島出身の方に限らず多くの人に愛される周防大島です。

愛する島、愛する海をより美しく。毎月1回1時間の海岸清掃「島くらす海そうじ」次回は6月27日(土)午前10時から和島の海岸で行います。よろしくお願ひします。

中山間地域等直接支払制度について

【制度の概要】

この制度は、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定を締結し、5年以上農業生産活動を続ける農業者に対して、交付金を交付する制度です。
集落において本制度を活用することにより、地域活性化に向けた取組ができます。

【交付金の活用について】

集落協定に基づいて毎年集落に交付される直接支払交付金の用途については、協定参加者の皆さんが話し合って決めていくことが大切です。
この交付金を活用して自分達が暮らす地域をさらによりよいものとしましょう。

【平成26年度実施状況】

平成26年度は33の集落で取組が行われました。地区ごとの集落協定の実施状況は下表のとおりです。

◆平成26年度集落協定実施状況

地域	協定数	参加農家数	協定対象農用地面積 (㎡)			交付金 (円)	取り組み内容と活動協定数																																				
			田	畑	計		集落マスタープラン												農業生産活動																								
							目標・活動計画												農用地						管理方法		多面的機能を増進する活動																
							協定農用地の拡大	機械・農作業の共同化	高付加価値型農業	農産物等の加工・販売	農業生産条件の強化	新規就農者の確保	認定農業者の育成	多様な担い手の確保	担い手への農地集積	担い手への農作業の委託	集团的持続可能な体制整備	利用権設定・農作業の委託	耕作放棄地の復旧・林地化	防虫対策等の保全管理	定期的な点検を行う	鳥獣被害防止対策	林地化等	簡易な基盤整備	水路清掃	草刈り	草刈り	草刈り	草刈り	周辺の林地の下草刈	圃田オーナー制度・体験農園	景観作物の作付	土壌流亡に配慮した営農	体験民宿の実施	魚類・昆虫類の保護	鳥類の餌場を確保							
久賀	1	9	2,212	88,946	91,158	574,149	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大島	25	329	458,148	507,657	965,805	10,534,145	4	2	6	1	5	6	2	0	1	2	15	10	0	12	22	3	0	4	24	24	16	25	22	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東和	1	2	0	10,469	10,469	96,314	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
橘	6	57	0	237,457	237,457	2,084,592	0	0	4	0	0	2	4	0	1	1	3	2	0	3	6	2	0	2	6	6	3	6	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	33	397	460,360	844,529	1,304,889	13,289,200	4	3	11	1	5	9	6	0	2	3	20	12	0	17	29	6	0	6	32	32	20	33	29	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

狩猟免許試験日程

区分	日時	場所	申込期限
第1回	7月5日(日) 午前9時～午後4時	岩国市地方卸市場 (岩国市尾津町5丁目11-1)	6月26日(金) 午後5時
第2回	7月14日(火) 午前9時～午後4時	山口県総合保健会館 (山口市吉敷下東3丁目1-1)	7月7日(火) 午後5時
第3回	8月9日(日) 午前9時～午後4時	下松市地域交流センター (下松市生野屋1丁目11-1)	7月31日(金) 午後5時
第4回	8月23日(日) 午前9時～午後4時	下関市菊川ふれあい会館 (下関市菊川町下岡枝117)	8月14日(金) 午後5時
第5回	8月27日(木) 午前9時～午後4時	山口県立農業大学校 (防府市牟礼318)	8月20日(木)午後 5時
第6回	9月6日(日) 午前9時～午後4時	美祢市民会館 (美祢市大嶺町東分326-1)	8月28日(金)午後 5時

※試験の前日に、同会場において、山口県猟友会主催による狩猟者講習会が開催されます。

■問い合わせ

農林課 ☎0820(79)1002
岩国農林事務所 森林部 ☎0827(29)1567

有害鳥獣捕獲には免許が必要です
イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。周防大島町ではイノシシ・タヌキ・カラスを有害鳥獣に指定し、山口県大島郡猟友会へ委託して捕獲しています。捕獲に携わる者は狩猟免許を取得し、山口県の狩猟者登録が必要です。
山口県では今年度、狩猟免許試験が表の6カ所で実施されます。この機会に捕獲に携わることが可能な方はぜひ、狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。(※町では狩猟免許取得経費等を一部助成しています。)

受章・表彰

◆旭日双光章

平井昭輝さん（西安下庄）
（元山口県農業協同組合
中央会理事）



◆瑞宝単光章

金山定雄さん（小松）
（元周防大島町消防団副団長）



◆瑞宝単光章

黒田清隆さん（横見）
（元大島町消防団分団長）



◆瑞宝単光章

田中 洋さん（東三浦）
（元大島町消防団分団長）



◆法務大臣感謝状

竹本三千之さん（棕野）
（元人権擁護委員）



中高一貫教育だより ⑩

周防大島地域の中高一貫教育は、平成13年度に地域の期待を背景として、橘・東和地域で開始されました。現在は、県内唯一の連携型中高一貫教育校として、推進目標として掲げる「地域の生徒を地域で育てる教育の実践」に向けて、久賀中学校、大島中学校、東和中学校、安下庄中学校の町内4中学校と、周防大島高校が一体となっており取り組んでいます。

従来の取組として、中高の教員が相互の学校を訪問し、複数の教員できめ細かな学習指導を行う「交流授業」や、高校生活への円滑な移行を目的として中学校の教員が高校に向いて実施する「中高一貫カウンセリング」を行っておりました。昨年度はそれらに加え、町内中学3年生が一堂に集い長時



▲交流授業の様子



▲合同研修会の様子

間学習に取り組む「合同学習会」や、進学意欲を高める「中2対象進路学習会」、さらには、中学校の学びの状況を把握し、高校への学びにつなげる「学力定着状況確認問題」の実施などをはじめました。

こうした中、4月に行われた中高一貫教育合同研修会では、中高のすべての教員が集まり、昨年度の反省を踏まえ、今年度の目標や具体的な取組についての協議を通じて、教員間の連携を深めました。現在、国や県をあげて、地方創生への取組が進められています。中高が連携して、ふるさと周防大島に誇りと愛着をもち、将来、地域の中核となって活躍する人材を育ててまいります。

■問い合わせ 事務局

周防大島高等学校
☎0820(77)1048

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題

高齢期を元気に過ごすための食事



▲「主食・副菜・主菜を考慮して食事のバランスを」と、中村先生

5月24日、大島文化センターにおいて、大島郡医師会主催による講演会が開催され、東京から訪問管理栄養士として有名な中村育子先生をお招きし「高齢期を元気で過ごすための食事」と題して講演が行われました。

中村先生は、高齢になるほど低栄養になりがちでエネルギー源となるたんぱく質が不足していると指摘。疾病の重症化や要介護にならないために、栄養バランスのとれた食事を摂るよう説明されました。また、夏はそうめんや茶がゆだけになりがちだが、ちくわや魚肉ソーセージ・缶詰などでたんぱく質を摂ることや、テレビの料理番組をまねて自分で調理してみることも勧められました。

島そだち プレミアム100%ジュース

J A 山口大島では、贈答用として人気の高いブランドみかん「島そだち」を1年を通じて楽しんでもらおうと、プレミアム100%ジュースの販売を開始しました。

これは、「やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業」の承認を受け開発されたもので、糖度12・5%以上のものを厳選し、1果1果皮をむき搾汁しています。通常のジュースよりも果実を高値で買い取り、生産農家の所得の向上としても期待されます。

「島そだち」は500ミリリットル入り、1本千円で、町内のAコープや県内の百貨店で販売されます。



みかん産地の新たな戦力に

5月12日、みかん産地に新たな担い手を育成するために開催されている、「周防大島みかんいきいき営農塾」の開講式が柑きつ振興センターで行われました。今年で14期生となる受講生は34名。

毎月1回の講義で、みかん作りの基礎となる施肥、薬剤防除やせん定の方法などを1年間かけて学びます。



▶開講式であいさつする
椎木宮農塾長

明新アメダスで気候をキャッチ!



表示部(左)と計測部

子どもたちの学習の一助にと、旧屋代小学校の卒業生から明新小学校に寄贈設置された気象観測システム、通称『明新アメダス』の運用がはじまりました。現在の気温や湿度、風向・風速に加え、気圧や雨量も計測され、廊下に設置された表示部で、いつも最新の情報を見ることが出来ます。

※明新アメダスは、インターネットでも閲覧が可能です。ただし、データは無保証で気象庁検定済みではない教材用の機器ですので、参考程度でご利用ください。
URL <http://www.weatherlink.com/user/aba5775/>
■問い合わせ(管理者)
エンジンクラブ ☎090(1949)1452



QRコード

四境の役一五〇周年記念事業実行委員会を設立しました

平成28年6月には、大島口の戦いに端を発した四境の役から150年を迎えます。

本町では、幕府軍の圧倒的な勢力に対し少数でありながら近代的装備と西洋式戦術によって大島を守った長州藩軍や島民の戦いを顕彰し、この戦いにおける貴重な歴史的文化遺産を整備することを考

え、4月10日に四境の役一五〇周年記念事業実行委員会を設立しました。

当時の劣勢を民衆の力で跳ね返し、明治維新に繋がったということを再認識、再評価していただくため事業を推進していきますが、あわせて町の活性化に繋げる絶好の機会としたいと考えております。

構成団体につきましては、周防大島町文化振興会、山口大島農業協同組合、大島郡水産共励会、周防大島町商工会、一般社団法人周防大島観光協会、株式会社アイ・キャン、独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校、周防大島町、周防大島町教育委員会です。



▲旧4町により明治百年を記念して源明山山頂に建立された史跡

四境の役一五〇周年連載コラム②

大島商船高等専門学校 准教授 田口由香

禁門の変

—なぜ四境の役が起こったのか?—

四境の役の発端は、開戦の二年前、元治元年(一八六四年)七月十九日の「禁門の変」までさかのぼります。禁門とは蛤御門とも呼ばれる京都御所の門の一つです。

禁門の変は、前年八月の「八月十八日政変」を背景にして起こりました。当時、孝明天皇は外国を国内から排除する攘夷を主張しており、長州藩は攘夷を国の方針にする活動をしていました。長州藩

は、ペリー来航以降の高まる対外的危機に対抗するためには、一旦攘夷を行い、将来的に開国する必要があると考えていたのです。朝廷の催促を受けて幕府が攘夷を決定すると、長州藩は関門海峡を通航する外国船を砲撃して攘夷を決定しました。長州藩が孝明天皇の信頼を得て政治勢力を強めたこと

で、それに危機感をもった会津藩などが、長州藩を京都から追放するために「八月十八日政変」を実行したのです。元治元年六月、京都で新選組が長州藩士らを襲撃し

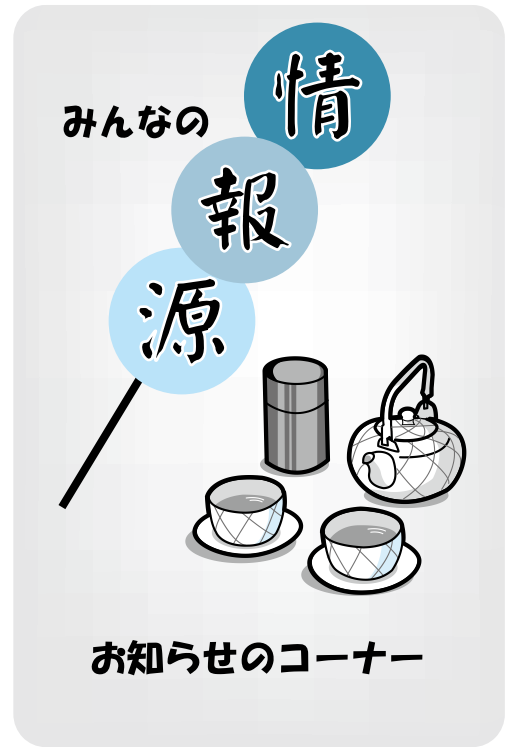
た池田屋事件が起こると、長州藩は終に軍の上京を決断しました。

禁門の変では、御所を囲む薩摩藩兵や会津藩兵などと戦闘になり、長州軍は各所で敗れて、久坂玄瑞が自刃、来島又兵衛などが戦死しました。朝廷と幕府は、御所の方面に向かつて発砲した長州藩を朝廷の敵(朝敵)として、諸藩に討を命じたのです。

◎次回は「第一次長州出兵」についてです。



▲京都御所の禁門(蛤御門)



募集

**政策企画課
臨時職員を募集**

■募集人員・勤務期間

① 7月～平成28年1月まで 1名

② 7月、10月および11月 1名

③ 10月 1名

■勤務内容

統計調査事務補助

■勤務場所

政策企画課(大島庁舎)

■勤務期間および時間

・勤務日 月曜日～金曜日までの月10日から20日程度

・勤務時間 午前9時～午後

5時

※勤務日、勤務時間についてはご相談に応じます。

■申し込み方法

6月26日(金)必着で履歴書を郵送もしくは持参してください。

■面接等 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2192

周防大島町大字小松126・2

政策企画課 広報情報統計班

☎0820(74)1007

福祉課臨時職員を募集

■募集人員

事務職員 4名

■勤務内容

臨時福祉給付金事業の事務補助

■勤務場所

(窓口での受付、簡単なパソコン

コン操作、その他事務補助等)

■勤務場所

たちばなケアプラザ

■勤務期間および時間

7月13日(月)～12月28日(月)

※更新する場合があります。

勤務日、勤務時間についてはご相談に応じます。

■申し込み方法

6月30日(火)必着で履歴書を郵送もしくは持参してください。

■面接等 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄

3920-21

福祉課 民生福祉班

☎0820(77)5505

**教育委員会学校教育課
臨時職員を募集**

■募集人員

事務職員 1名

■勤務内容

学校教育事業の事務補助 ※簡単なパソコン入力を行います。

■勤務場所

東和総合センター内 学校教育課

■勤務期間および時間

7月21日(火)～平成28年3月31日(木)

月曜日～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

■申し込み方法

7月3日(金)必着で履歴書を郵送もしくは持参してください。

※万一の怪我等については、ボランティア保険の範囲内で対応します。

■面接等 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2512

周防大島町大字平野269

番地44

教育委員会 学校教育課

☎0820(78)2204

**「文化サポーター」の
スタッフを募集!**

周防大島町文化振興会では、地域文化の振興を図ることを目的とした「文化サポーター」のスタッフを募集しています。

■応募資格 町内に在住、在勤、在学している高校生以上の方(団体での応募可)

※保護者および在学している学校の許可を得た場合は小学生も可能

■活動内容 文化振興会が主催・後援する文化事業で、次のような業務にご協力いただきます。

・会場設営、受付、案内など、運営業務全般
・イベントの企画、準備、PR、連絡など

・活動中の事故等に備え、文化振興会でボランティア保険に加入します

※万一の怪我等については、ボランティア保険の範囲内で対応します。

■活動依頼 登録者の中から、各イベントの内容や開催場所等を考慮し、文化振興会から依頼し従事していただきます。

※都合のつかない場合は、お断りいただいても構いません。また交通費や謝礼はありません。

■活動期間 登録してから平成28年3月末日まで

■申し込み方法

所定の申し込み用紙に必要事項を記入され、社会教育課または各公民館までご提出ください。

■問い合わせ

周防大島町文化振興会事務局(社会教育課内)

☎0820(78)2205

**周防大島町公営企業局
職員募集**

■職種および募集人員

看護助手 若干名(60歳以下・性別不問)

■勤務先

周防大島町立東和病院

■採用予定年月日

8月1日

■勤務内容等 リネン類の洗濯作業、シーツ交換、おむつ交換、食事・入浴介護、看護補助業務等

■受付期間 7月10日(金)まで

(平日・午前8時30分～午後5時15分)

■申し込み方法 履歴書(市販可)を郵送もしくは持参してください。

■試験方法 面接試験

■提出先・問い合わせ

周防大島町小松1388・6
周防大島町公営企業局 総務部総務課

☎0820(74)2332

**周防大島町公営企業局
非常勤嘱託職員募集**

■職種および募集人員

薬局助手 1名(60歳以下・性別不問)

■勤務先

周防大島町立東和病院

■採用予定年月日

8月1日

■勤務内容等 薬局内での薬剤師補助業務等

■受付期間 7月10日(金)まで

(平日・午前8時30分～午後5時15分)

■申し込み方法 履歴書(市

販可)を郵送もしくは持参してください。

■試験方法 面接試験

■提出先・問い合わせ

周防大島町小松1388・6
周防大島町公営企業局 総務部総務課

☎0820(74)2332

周防大島文化交流センターの愛称を募集します

周防大島文化交流センター

では、本町出身の民俗学者・宮本常一が生前に収集した資料をはじめ、生活文化に関する資料を収蔵・展示しております。

このたび、当センターがより利用者のみなさまに親しまれ、広く認知されることを目的に愛称を募集します。

■募集期間 6月15日(月)～7月21日(火)(当日必着)

■対象 愛称は個人が作成した未発表のものに限ります。

■応募方法等

応募用紙に記入の上、専用ボックスにご投函いただくか、メール(用紙を添付)、ファックス、郵便でも受け付けています。

○応募用紙と専用ボックスの設置場所

周防大島文化交流センター、

東和総合センター、東和総合支所、大島文化センター、久賀総合センター、橋総合センター

○応募用紙は周防大島文化交流センターのホームページからダウンロードできます

○応募用紙には、必ず「あなたが考える愛称」とその理由、お名前とご連絡先(住所・電話番号)をご記入ください。

■選考など

①応募いただいたご意見をもとに選定委員会で検討の上、愛称を決定いたします。

②採用された愛称に関する権利は、周防大島町に帰属します。

③ご応募いただいた中から、優秀な作品1名様(同名多数の場合には抽選)に、記念品として『宮本常一離島論集』全6巻および『宮本常一の風景をあるく』周防大島東和(3万円相当)を贈呈いたします。

④選考結果は周防大島文化交流センターのホームページにて発表するなど、広く周知させていただきます。あわせて記念品贈呈者には直接通知いたします。

⑤お問い合わせは、電話のみで応募方法などの事務手続きに限らせていただきます。それ以外の選考基準などについて

では、公平性を期すためにお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。

■応募先・問い合わせ

〒742-2512
周防大島町大字平野417

11

周防大島文化交流センター

☎0820(78)2514
メールアドレス
koryu@townsuo-oshima.jp

地域おこし協力隊員の募集について

広報4月号で募集しておりました「地域おこし協力隊」について、募集期間を6月30日(火)まで延長し、男女を問わず募集いたします。

詳しくは、町ホームページもしくは政策企画課へお問い合わせください。

■問い合わせ 政策企画課
☎0820(74)1007

自衛官募集の説明会

自衛官募集説明会を3会場で開催します。時間内にお越しただければ担当者が説明します。

■開催場所および日時

○久賀総合センター
6月27日(土)
午後1時～午後3時

○大島文化センター
7月18日(土)・7月25日(土)
午後1時～午後4時

○橋総合センター
8月1日(土)
午後1時～午後3時

■問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部
柳井地域事務所
☎0820(22)8199

特設人権相談所

◆日時 7月6日(月)

午前9時30分～正午

◆場所 東和総合センター

◆相談内容 人権問題、土地、家屋、金銭貸借、離婚などの生活上の心配事

◆相談員 人権擁護委員

人権擁護委員は、すべての人権問題について、必要な助言や関係官公署を紹介するなど、正しい権利を持っている人が泣き寝入りしなく、いいよう解決の手助けをします。

○人権擁護委員の就任

平成27年4月1日付で法務大臣から田村敏範さん(久賀)が人権擁護委員に委嘱されました。

◆問い合わせ

福祉課 ☎0820(77)5505

お知らせ

木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業について

町では、地震災害対策の一つとして、「木造住宅耐震改修補助事業」を実施しております。

これは、木造住宅の耐震改修工事に係る費用の3分の2を補助する制度で、最大で60万円を限度に町が助成します。

また、「木造住宅耐震診断」は一般診断法により建物の構造評点を算出するもので、木造住宅の耐震改修補助を受ける際に必要となります。

町では平成17年度より無料で実施しており、今年度も引き続き15戸の調査を予定しておりますが、予定戸数を超えた場合は、選考により来年度の調査にさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

○耐震診断

■対象

次の要件をすべて満たせば耐震診断を受けられます。
・一戸建て木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組

壁工法で建築されたもの
・昭和56年5月31日以前に着工したもの
・1戸建ての専用住宅（住宅部分が50%以上の併用住宅も含む）
・3階建て以下で現に居住しているもの

■申込方法

各総合支所、出張所に備えてある申込書に必要書類を添えて役場総務課（大島庁舎）または各総合支所、出張所に提出してください。

■募集期間

6月15日(月)～10月30日(金)

○耐震改修

■対象

次の要件をすべて満たせば耐震改修補助を受けられます。
・耐震診断済みの一戸建て木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のもの
・耐震改修工事により上部構造評点が0.7以上に向上するもの
・今年度中に改修工事に着手し、完了するもの
・町税を滞納していない人

■申請方法

次の書類と印鑑を持参し、総務課（大島庁舎）で手続きしてください。

・対象住宅の建築年月日が確認できる書類（固定資産税課税明細書の写し等）
・耐震診断結果報告書
・改修後の上部構造評点が確認できる補強計画書
・改修工事費の見積書、内訳書

■問い合わせ

総務課 消防防災班
☎0820(74)1000

6月は児童手当

「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。
（※公務員の方は、勤務先へ提出してください。）

■提出期限

6月30日(火)まで

■現況届に必要なもの

印鑑、申請者の健康保険証（厚生年金等加入者の場合）、課税情報の確認に係る同意書

等
※右記以外の書類を提出する必要がある場合があります。

■受給資格

中学校修了前（15歳到達後、最初の3月31日まで）の児童を養育している人

■児童手当の額

・3歳未満 月額1万5千円
・3歳以上～小学校修了前 月額1万円（第3子以降は1万5千円）
・中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合は右記の月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。
※第3子の数え方に関する補足
養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

■手続き

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある

る人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していただきますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人の要件

- ①身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ②療育手帳Aをお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④障害年金1級の受給者
- ⑤特別児童扶養手当1級の受給者等

■助成の要件

対象となる人の要件のいずれかで、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。（所得制限額については福祉課にお問い合わせください。）

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。ただし、65歳以上の方につ

今年も

『子育て世帯臨時特例給付金』・『臨時福祉給付金』を支給します

平成26年4月の消費税の引き上げに伴い、子育て世帯への家計の負担を減らし、消費の下支えをするために、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

また、所得の低い方への影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

◆子育て世帯臨時特例給付金

■支給対象者

平成27年度6月分の児童手当（特例給付を除く）の支給を受ける方。

■対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童。

■給付額 対象児童1人につき3,000円

■申請手続

申請・給付手続については、給付対象者へ、児童手当の現況届のご案内に給付金の申請書等を同封して6月上旬から郵便で発送しています。

■申請先 福祉課又は各総合支所・出張所

■申請期限 9月7日(月)

※公務員の方については、勤務先より「申請書」が配布されますので、必要事項等を記入し、勤務先の証明を受けたうえで、福祉課へ申請して下さい。

◆臨時福祉給付金

■支給対象者

平成27年1月1日時点で、周防大島町に住民票があり、平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方が対象となります。

ただし、市町村民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方や、生活保護制度の被保護者となっている方などは、対象外です。

■給付額 対象者1人につき6,000円

■申請手続

（詳細は来月号の広報誌に掲載の予定です。）

申請・給付手続については、給付の対象となる可能性のある方へ、8月上旬ごろ郵便で申請書等を発送する予定です。

平成27年1月2日以降に周防大島町へ転入された方は、前住所地にお問い合わせください。

◆問い合わせ 福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに町や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず福祉課☎0820(77)5505や周防大島幹部交番☎0820(72)0110または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

いては更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）

■受給者証有効期間

7月1日(水)～平成28年6月30日(木)まで

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

甲種防火管理新規講習

■日時

・7月9日(木)
午前9時～午後4時

・7月10日(金)
午前9時～午後4時

※2日間の受講が必要です。

■講習場所

柳井市文化福祉会館

■受講料（テキスト代）

4000円

■受講手続き

柳井消防署または最寄りの出張所で受講申込書を受取り、必要事項を記入のうえ、柳井消防署または最寄りの出張所へお申し込みください。

※受講申込書は、柳井地区広

域消防組合のホームページからもダウンロードできます。

■受付期限

6月19日(金)

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課
☎0820(23)7774

18歳未満の雇用について

事業者が18歳未満の人をアルバイトとして雇用し、仕事をさせるときは、労働基準法により労働条件通知書の交付義務、時間外・休日労働の禁止などの規定があります。詳しくは岩国労働基準監督署へお尋ねください。

■問い合わせ

岩国労働基準監督署
☎0827(24)1133

県産木材を利用して家を建てる方を支援します

県では、品質の優れた優良県産木材等を利用し、耐震性などの一定基準を満たす住宅を新築される方に、建築費用の一部を助成します。

■助成額 50万円

■募集戸数 220戸

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

県ぶちうまやまぐち推進課
☎083(933)3395

島のくらしをおすすめ
夏コース

- 大島食文化の伝承
- ・内容 てんぐさ料理、ひじき料理ほか
- ・日時 7月8日(水)
- 午後1時～4時
- ・場所 橋総合センター(西安下庄)
- ・体験料 1200円
- ・受入人数 5～10人
- ・募集締め切り 6月26日(金)

- きゅうりの佃煮づくり
- ・内容 きゅうりの佃煮づくり
- ・日時 7月9日(木)
- 午前9時～午後1時
- ・場所 大島地区 実施者宅(東三浦)
- ・体験料 1500円
- ・受入人数 5～6人
- ・募集締め切り 6月29日(月)
- ※昼食あり

- 焼肉のタレづくり
- ・内容 焼肉のタレづくり
- ・日時 7月12日(日)
- 午後1時～4時
- ・場所 周防大島町農産物加工センター(東安下庄)
- ・体験料 1800円
- ・受入人数 10人
- ・募集締め切り 7月2日(木)
- ※各コースとも申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないこともありまますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)
☎0820(79)1002

相談

不妊専門相談会

■日時

7月31日(金)
午後3時～5時 ※要予約

■場所

柳井健康福祉センター2階
クリニックス

■専門相談員

徳山中央病院 産婦人科
伊藤淳先生
臨床心理士・生殖心理カウンセラー
今井佳子先生

■相談内容

・不妊に関する相談
・不妊治療に関する情報提供
・不妊に関する悩みやストレス等

■費用 無料

■申し込み期限

7月24日(金)までに電話連絡
※秘密は固く守りますのでご

安心ください。

■申し込み・問い合わせ

柳井健康福祉センター
☎0820(22)3631

全国一斉

女性の権利110番開催

弁護士による臨時無料電話相談を開催します。

■開催日時 6月19日(金)

午前10時～午後4時

■特設電話番号

☎083(920)8730

■相談内容

・女性に対する暴力や離婚に関する諸問題など女性の権利一般に関する相談

■相談員 弁護士のかべ6名

■主催

山口県弁護士会
日本弁護士連合会

■問い合わせ

山口県弁護士会
☎083(922)0087

子どもの人権110番

フリーダイヤル

☎0120・007・110

平日のみ

午前8時30分～午後5時15分

(強化週間中の6月22日(月)～

28日(日)の平日は午前8時30分

～午後7時まで。土曜日・日

曜日は午前10時～午後5時ま

耐震改修工事に伴う久賀総合センターの休館と久賀公民館事務所の移転について

久賀総合センターの耐震改修工事に伴い、久賀公民館の事務所は農業者健康管理センターで業務を行います。

◆期間 7月～平成28年3月

※椋野体育館は久賀総合センターの備品等の保管場所となりますので、上記期間は休館します。

※久賀図書館は内装工事の期間(時期未定)を除き通常通り開館します。

◆問い合わせ

久賀公民館事務所 ☎0820(72)2271

旧橋庁舎の解体工事が始まりました

9月15日までの間、旧橋庁舎の解体工事を行っています。

◆問い合わせ 橋総合支所 ☎0820(77)5500

工事期間中は、工事車両の通行や振動・騒音等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です～外国人が能力を発揮できる

適切な人事管理と就労管理を～

外国人(特別永住者を除く)労働者の雇入れ及び離職の際には、その氏名・在留資格等についてハローワークへの届出が必要です。

ハローワークでは、この届出に基づき、雇用環境の改善に向けて事業主の方への助言・指導や離職した外国人への再就職援助を効果的に行います。

また、事業主の方が外国人雇用状況の届出に当たり在留資格等を確認することにより、不法労働の防止が図られます。

外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、雇用管理の改善に努めてください。

◆問い合わせ 山口県労働局職業対策課

☎083(995)0383

柳井公共職業安定所

☎0820(22)2661

竜崎温泉温水プール指導日
(6月21日～7月20日)

実施日	
6月	23日(火)、24日(水)、25日(木)、26日(金)、 30日(火)
7月	1日(水)、2日(木)、3日(金)、 7日(火)、8日(水)、9日(木)、10日(金)、 14日(火)、15日(水)、16日(木)、17日(金)

※ 65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。

指導時間は午前10時～午後3時30分です。
実施日等は事情により変更することがあります。

◆問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(73)5506

献血を実施します

皆様のご協力をお願いします

6月23日(火)

しまとぴあスカイセンター
午前9時30分～11時30分
町農業者健康管理センター
午後1時30分～4時

7月9日(木)

東和総合センター
午前9時30分～11時
日良居庁舎
午後0時30分～2時
たちばなケアプラザ
午後3時～4時30分

※いづれも400ml限定となります。

◆問い合わせ 健康増進課

☎0820(73)5504

で受付)
いじめや児童虐待など、子どもをめぐる様々な問題や悩みについて、電話相談を受け付けています。
どんな小さなことでもお聞

かしてください。
■問い合わせ
山口県方法務局人権擁護課
山口県人権擁護委員連合会
☎083(922)2295

予防接種を受けましょう！

健康増進課では、安心して出産・育児ができ、大切な子どもたちが健やかに育つよう母子保健活動を行っています。母子保健担当保健師として、特に新生児訪問でお伺いした赤ちゃんが座りやハイハイ、一人歩きをするようになり、その成長ぶりに驚かされるながらも元気にすくすくと育っている姿は、とても嬉しく感じています。きつと保護者の方もわが子の成長は喜びであり、楽しみのことと思います。しかし、子どもが熱を出したり下痢をしたり、具合が悪くなると、とても心配になりますよね。
お母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)は出生後数か月も経つと弱くなり、赤ちゃんはその頃から感染症にかかりやすくなります。感染症にかかるとは成長過程で避けては通れない道ですが、中には、重症化し後遺症が残ったり、生命がおびやかされることもありますので感染をおこさな



周防大島町保健師

地田 幸代

(健康増進課 健康づくり班)

いことが重要です。近年予防接種で防げる病気が増えてきました。予防接種を受けることで、子ども自身の病気への感染の予防と社会での流行を防いでほしいと思います。

最近では、法律に定められている『定期接種』に加え、保護者の責任で受ける『任意接種』も積極的に受けられる方が増えてきました。しかし、任意接種は全額自己負担のため保護者の方の経済的負担はとて大きいことから、本町では、「子育て支援任意予防接種事業」として、平成27年4月1日から就学前までのお子さんを対象に、「ロタ・B型肝炎・おたふくかぜ・水痘(3歳以上)」の予防接種費用の半額助成を行なっています。ぜひこの事業を上手に活用し、大切な子どもの命を守り、健やかな成長を促してほしいと思います。
予防接種の他、妊娠・出産・育児において、悩んだり心配なことがあります。したら、健康増進課健康づくり班の保健師までご相談ください。

☎0820(73)5504

6月			
21日(日)	休日在宅当番医〈野村医院☎76-0017〉 郡バレーボール大会〈9:00～ 総合体育館〉 安下庄海の市〈10:00～14:00 橘グリーンパーク横〉	5日(日)	胃がん検診・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00(受付)しまとびあセンター〉 休日在宅当番医〈おげんきクリニック☎74-2490〉 郡陸上競技大会〈8:30～ 陸上競技場〉
22日(月)	子宮頸がん検診・乳がん検診 〈13:30～15:00(受付)和田出張所〉	6日(月)	
23日(火)		7日(火)	胃がん検診・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00(受付)蒲野農村環境改善センター〉
24日(水)	結核・肺がん検診【国保:特定健診(集団)同時実施】 〈13:30～15:00(受付)東和総合センター〉 *肺がん検診のみでも受診可能です。	8日(水)	胃がん検診・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00(受付)蒲野農村環境改善センター〉 ちよび塩の日PR活動〈9:00～11:00 A コープ安下庄店〉
25日(木)	育児相談 〈10:00～11:30しまとびあスカイセンター〉 結核・肺がん検診【国保:特定健診(集団)同時実施】 〈13:30～15:00(受付)しまとびあスカイセンター〉 *肺がん検診のみでも受診可能です。	9日(木)	胃がん検診・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00(受付)沖浦農村環境改善センター〉
26日(金)		10日(金)	子宮頸がん検診・乳がん検診 〈13:30～15:00(受付)日良居出張所〉 育児相談 〈10:00～11:30日良居庁舎(旧日良居中学校)〉
27日(土)	島くらす海そうじ〈10:00～11:00 和田海岸〉	11日(土)	
28日(日)	休日在宅当番医〈安本医院☎73-0822〉 郡スポ少交歓大会〈8:20～ 東和グラウンド他〉	12日(日)	胃がん検診・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00(受付)農業者健康管理センター(久賀)〉 休日在宅当番医〈山中クリニック☎72-0152〉 ビーチバレー大会〈9:00～ 片添〉 島スクエアふれあい市場 〈10:00～14:00 夢さくひろば(旧田布施農高大島分校)〉
29日(月)	結核・肺がん検診【国保:特定健診(集団)同時実施】 〈13:30～15:00(受付)農業者健康管理センター(久賀)〉 *肺がん検診のみでも受診可能です。	13日(月)	
30日(火)		14日(火)	胃がん検診・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00(受付)沖浦農村環境改善センター〉
7月		15日(水)	胃がん検診・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00(受付)しまとびあセンター〉
1日(水)	子宮頸がん検診・乳がん検診 〈13:30～15:00(受付)東和総合センター〉	16日(木)	胃がん検診・大腸がん検診(容器配付) 〈7:00～9:00(受付)しまとびあセンター〉 育児相談 〈10:00～11:30久賀福祉センター 集会室2階〉
2日(木)	子宮頸がん検診・乳がん検診 〈13:30～15:00(受付)白木出張所〉	17日(金)	
3日(金)	こころの相談会【要予約】 〈10:00～12:00久賀福祉センター〉 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎0820(73)5504 結核・肺がん検診【国保:特定健診(集団)同時実施】 〈13:30～15:00(受付)たちばなケアプラザ〉 *肺がん検診のみでも受診可能です。	18日(土)	
4日(土)		19日(日)	休日在宅当番医〈川口医院☎78-0306〉
		20日(月)	休日在宅当番医〈嶋元医院☎74-2310〉 郡ソフトテニス大会〈9:00～ 長浦〉
		健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(77)5504	

《7月の柳井健康福祉センター 定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	8日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	8日(水)	10:00～10:30
発達クリニック	9日(木)	13:00～16:00

相談内容	実施日	時間
エイズ抗体検査	8日(水)	14:00～16:00
思春期・ストレス相談	24日(金)	10:00～15:00
心の健康相談	21日(火)	13:00～14:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載していません。

今月の納期

町県民税 第1期分
納期限 6月30日(火)

人の動き (6月1日現在) ※増減は対前月比

人口	17,869人	(45人減)
男(日本人)	8,142人	〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 2人 転入 26人 小計28人 減：死亡 37人 転出 33人 小計70人
女(日本人)	9,644人	
外国人	83人	(3人減)
世帯数	9,888戸	(19戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (平成27年4月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
14	0	18
前年比		
-4	±0	-2

物損事故件数		
件数	前年比	増減
90	前年比	+5

このコーナーはPDF版では掲載していません。

『周防大島町プレミアム商品券』を販売します！

町内の消費拡大や地域経済の活性化を目的に、10,000円で12,000円分の買い物ができる「周防大島町プレミアム商品券」を販売します。

- 販売価格 1冊12枚綴り(12,000円分)を10,000円で販売します。
- 販売数量 18,740冊程度
- 購入限度 1人1回につき10冊まで
- 販売期間 平成27年7月1日(水)～平成27年8月31日(月)
土日祝祭日を除く 午前8時30分～午後5時15分
完売時点で販売を終了します。
- 販売場所 周防大島町役場各総合支所
- 利用方法 町内の取扱店舗等が取り扱う商品の購入・サービスの提供等の支払いに利用できます。お釣りは出ませんので、代金の不足分は現金等でお支払いください。
- 利用期間 平成27年7月1日(水)～平成27年12月31日(木)
利用期間を過ぎると使えません。また、手元に残った商品券の払い戻しや現金化はできませんので、期間内のご利用をお願いします。
- 問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003